

2月定例連絡委員幹事会

と き 令和3年2月2日（火） 午後3時～

ところ 市役所 2階 第1委員会室

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

(1) 燃やすことのできるごみ袋、ごみカレンダー及びごみの分け方・出し方に関する資料の配布について (環境課)・・・資料1

(2) 令和2年度地域振興事業補助金実績報告書の提出について

(地域協働課)・・・資料2

4 報告事項

5 その他

(1) 3月定例連絡委員幹事会について

(地域協働課)

(2) 令和3年度広報へきなん配布日程表について

(地域協働課)

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくれます。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくれます。

連絡先 環境課ごみ減量係
担 当 足立 淳
電 話 95-9899(直通)

令和3年2月2日

碧南市連絡委員各位

碧南市経済環境部環境課
課長 金原厚夫

燃やすことのできるごみ袋、ごみカレンダー及び
ごみの分け方・出し方に関する資料の配布について（依頼）

令和3年4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで使用する碧南市指定の燃やすことのできるごみ袋、ごみカレンダー及びごみの分け方・出し方に関する資料を配布していただきたいのでよろしくお願いいたします。

記

1 配布枚数

1世帯につき100枚（1年間分、追加分20枚を含む）

※ごみ袋20枚の追加分は資源ごみステーション管理等謝礼になります。

2 配布時期・配送先

3月1日（月）～3月5日（金）の間。別紙「ごみ袋配送表」のとおり。連絡委員各位のご自宅を予定しております。なお、前年度区民館等への配送希望があった町内会には、そちらへの配送を計画しています。

3 配送

1月の連絡委員幹事会にて依頼し、報告いただいた「町内会加入世帯リスト」に基づき、配送表の中の「実世帯数」を算出しました。報告いただいた「町内会加入世帯リスト」のとおり配布をお願いします。

※裏面もご確認下さい。

4 その他

- (1) 配布枚数、配布日程、配布先等の訂正がある場合は令和3年2月12日(金)までに環境課までご連絡ください。なお、日程の変更については上記配布時期(3月1日(月)～3月5日(金))内をお願いします。
- (2) 令和3年2月13日(土)～令和3年2月28日(日)の間に町内会への新規入会または脱会等により、配布枚数に増減があった場合は、お手数ですが環境課ごみ減量係までご連絡ください。個別で対応いたします。
- (3) 令和3年3月1日(月)以降に転入される方につきましては、環境課窓口にて対応いたしますので、町内会から環境課へご連絡いただく必要はございません。
- (4) ごみ袋は、予備として3世帯分増やしています。

5 問合せ先

環境課ごみ減量係 TEL : 95-9899(直通)

FAX : 48-2940

E-mail : kankyoka@city.hekinan.lg.jp

※表面もご確認ください。

令和3年3月1日

町内会会員 各位

碧南市長 禰 亘 田 政 信

燃やすことのできるごみ袋、ごみカレンダー及び
ごみの分け方・出し方に関する資料の配布について（お知らせ）

令和3年4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで使用する1年分の碧南市指定の燃やすことのできるごみ袋（1世帯につき100枚）、ごみカレンダー及びごみの分け方・出し方に関する資料をお配りします。

なお、以下の日程で各町内会にごみ袋を発送します。

棚尾・中央地区	3月1日（月）以降
西端地区	3月2日（火）以降
旭地区	3月3日（水）以降
新川地区	3月4日（木）以降
大浜地区	3月5日（金）以降

○以下の世帯は追加配布を受けられます。該当の方は環境課で申請してください。

（なお、令和3年度分の申請期間は令和3年4月～令和4年3月の間です）

1 6人以上の世帯人員の世帯（年度で1回）

※6人世帯は10枚（45L）、1人増えるごとに10枚加算。

2 要介護認定の介護度1～5、又は身体障害者手帳1級に該当し、在宅で寝たきりや認知症の方などを介護しており、オムツを使用するため燃やすことのできるごみを多量に排出する世帯（年度で1回）

※申請が4～5月の場合は90枚（30L）、以降は時期により決まった枚数。

万が一、ごみ袋の不良品があった場合は持参分と同じ枚数で交換します。

連絡先 碧南市役所環境課ごみ減量係 95-9899（直通）



令和3年度

ごみカレンダー

●裏面もご覧ください。

燃やすことのできるごみ 生ごみ(料理くず、残飯等)、ビニール、ラップ、ゴム、再生のきかない紙くずや布くず
当日の朝8時30分までに出してください。
革製品(くつ、かばん、ベルト等)、小枝、草、紙おむつなど

毎週月・木曜日

市北部地域

相生町、旭町、浅間町、油刈町、荒居町、荒子町、井口町、池下町、樋出町、大久手町、大坪町、奥沢町、長田町、尾城町、釜田町、金山町、神有町、上町、神田町、雁道町、北浦町、北町、久杵町、源氏神明町、向陽町、湖西町、幸町、坂口町、笹山町、三屋山町、島池町、清水町、昭光町、白沢町、白砂町、城山町、新川町、新道町、末広町、洲先町、住吉町、千福町、宝町、竹原町、甲辰町、立山町、鶴見町、天神町、道場山町、鳥追町、中後町、中山町、縄手町、西山町、二本木町、野銭町、浜尾町、半崎町、東山町、平山町、広見町、吹上町、福清水町、札木町、踏分町、古川町、平和町、堀方町、松江町、松原町、丸山町、見合町、緑町、宮後町、桃山町、屋敷町、山神町、山下町、用久町、六軒町、若水町、鷺塚町、鷺林町

毎週火・金曜日

市南部地域

雨池町、石橋町、伊勢町、稲荷町、入船町、江口町、大堤町、大浜上町、菅羽町、春日町、露浦町、亀穴町、河方町、川口町、川端町、栗山町、源氏町、鴻島町、小屋下町、権現町、権田町、栄町、作塚町、沢渡町、三角町、三間町、汐田町、塩浜町、潮見町、志貴崎町、志貴町、下洲町、善明町、棚尾本町、築山町、天王町、中江町、中田町、中町、中松町、錦町、西浜町、日進町、野田町、羽根町、浜田町、浜寺町、東浦町、伏見町、舟江町、平七町、本郷町、前浜町、松本町、岬町、港本町、三宅町、宮町、矢野町、弥生町、藤生町、流作町、若松町、若宮町

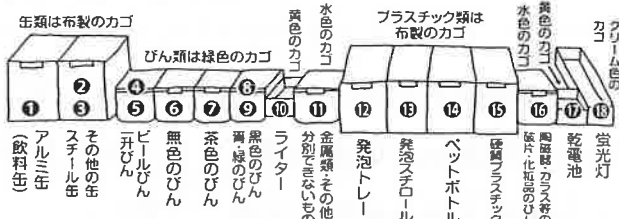
12月31日(金)・1月3日(月)は 収集いたしません。

★碧南市指定の収集袋は、町内会を通して配布しております。町内会に入りましょう。
★碧南市指定の収集袋で決められた道路に出しましょう。
★袋の口閉じにガムテープやひもを使用しないでください。
★ごみの集積にご協力をお願いします。
★草、枯れ葉などのごみは、木曜日または金曜日での排出にご協力をお願いします。

資源となるごみ・埋立てごみ・特別ごみ 朝6時30分から8時30分の間に出してください。(地区によって異なることもあります。)

	3年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年	1月	2月	3月	4月
新川(東部)地区	千福、浜尾、東山、西山	5(金) 19(金)	2(金) 16(金)	7(金) 21(金)	4(金) 18(金)	2(金) 16(金)	6(金) 20(金)	3(金) 17(金)	1(金) 15(金)	5(金) 19(金)	3(金) 17(金)	7(金) 21(金)	4(金) 18(金)	4(金) 18(金)	4(金) 18(金)	1(金) 15(金)
新川(西部)地区	久杵、田尻、西松江、東松江、鶴ヶ崎	2(火) 16(火)	6(火) 20(火)	4(火) 18(火)	1(火) 15(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	7(火) 21(火)	5(火) 19(火)	2(火) 16(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	1(火) 15(火)	1(火) 15(火)	1(火) 15(火)	5(火) 19(火)
中央(東部)地区	道場山、中山	12(金) 26(金)	9(金) 23(金)	14(金) 28(金)	11(金) 25(金)	9(金) 23(金)	13(金) 27(金)	10(金) 24(金)	8(金) 22(金)	12(金) 26(金)	10(金) 24(金)	14(金) 28(金)	11(金) 25(金)	11(金) 25(金)	11(金) 25(金)	8(金) 22(金)
中央(西部)地区	天王	10(水) 24(水)	14(水) 28(水)	12(水) 26(水)	9(水) 23(水)	14(水) 28(水)	11(水) 25(水)	8(水) 22(水)	13(水) 27(水)	10(水) 24(水)	8(水) 22(水)	12(水) 26(水)	9(水) 23(水)	9(水) 23(水)	9(水) 23(水)	13(水) 27(水)
大浜(北部)地区	大浜上、大浜中	11(水) 25(水)	8(水) 22(水)	13(水) 27(水)	10(水) 24(水)	8(水) 22(水)	12(水) 26(水)	9(水) 23(水)	14(水) 28(水)	11(水) 25(水)	9(水) 23(水)	13(水) 27(水)	10(水) 24(水)	10(水) 24(水)	10(水) 24(水)	14(水) 28(水)
大浜(南部)地区	大浜下	11(水) 25(水)	8(水) 22(水)	13(水) 27(水)	10(水) 24(水)	8(水) 22(水)	12(水) 26(水)	9(水) 23(水)	14(水) 28(水)	11(水) 25(水)	9(水) 23(水)	13(水) 27(水)	10(水) 24(水)	10(水) 24(水)	10(水) 24(水)	14(水) 28(水)
旭(南部)地区	伏見屋区、平七区、家下、砂子、流作町	4(水) 18(水)	1(水) 15(水)	6(水) 20(水)	3(水) 17(水)	1(水) 15(水)	5(水) 19(水)	2(水) 16(水)	7(水) 21(水)	4(水) 18(水)	2(水) 16(水)	6(水) 20(水)	3(水) 17(水)	3(水) 17(水)	3(水) 17(水)	7(水) 21(水)
旭(北部)地区	鷺塚、鷺林、旭、西部神有、天神、鷺塚住宅	9(火) 23(火)	13(火) 27(火)	11(火) 25(火)	8(火) 22(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	14(火) 28(火)	12(火) 26(火)	9(火) 23(火)	14(火) 28(火)	11(火) 25(火)	8(火) 22(火)	8(火) 22(火)	8(火) 22(火)	12(火) 26(火)
西端地区	全域	3(水) 17(水)	7(水) 21(水)	5(水) 19(水)	2(水) 16(水)	7(水) 21(水)	4(水) 18(水)	1(水) 15(水)	6(水) 20(水)	3(水) 17(水)	1(水) 15(水)	5(水) 19(水)	2(水) 16(水)	2(水) 16(水)	2(水) 16(水)	6(水) 20(水)

町内会のステーションに出してください。ステーションでは右の図のようにカゴが並んでいます。



- 紙類・布類は、雨天は収集できません。
- 紙類は種類別にひもでしばってください。
- 布類は袋に入れるかひもでしばってください。

粗大ごみ 電化製品、寝具類、家具類、自転車、その他 朝6時30分から8時30分の間に出してください。

	3年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年	1月	2月	3月	4月
中央地区(中部公民館)、旭(南部)地区(日進公民館)	3(水)	7(水)	5(水)	2(水)	7(水)	4(水)	1(水)	6(水)	3(水)	1(水)	5(水)	2(水)	2(水)	2(水)	2(水)	6(水)
新川地区(新川公民館)、棚尾地区(ものづくりセンター)	10(水)	14(水)	12(水)	9(水)	14(水)	11(水)	8(水)	13(水)	10(水)	8(水)	12(水)	9(水)	9(水)	9(水)	13(水)	
大浜地区(大浜公民館)(南部市民プラザ西)	17(水)	21(水)	19(水)	16(水)	21(水)	18(水)	15(水)	20(水)	17(水)	15(水)	19(水)	16(水)	16(水)	16(水)	20(水)	
旭(北部)地区(鷺塚公民館)、西端地区(池ヶ谷公民館車庫)	24(水)	28(水)	26(水)	23(水)	28(水)	25(水)	22(水)	27(水)	24(水)	22(水)	26(水)	23(水)	23(水)	23(水)	27(水)	

●ステーションでは種類別に分けて出してください。●スプリング入りマットレスは解体してあれば受け付けします。●ふとん類は雨天は回収できません。

クリーンセンター衣浦 年末年始を除く、月から金曜日の朝8時30分から11時30分 及び 13時00分から16時30分の受付

一時的に多量にでる家庭ごみ(引越し、庭木剪定、草刈等のごみ)、事業系ごみ(会社や商店、飲食店からでる一般廃棄物)は、クリーンセンター衣浦に持ち込むか、一般廃棄物処理業の許可業者に処理を依頼してください。なお、暴風警報の発令や火災などの事故があった場合は受付を休止します。

受入れ方法



- 2トン以下の自動車(ロングワイドボディ車は除く)、自動二輪車、自転車、徒歩は不可)で持ち込んでください。
- 家庭ごみを持ち込む場合は、100kgまで無料、100kgを超えた部分は10kgにつき50円の使用料が必要になります。
- 可燃ごみに、マッチやライター、スプレー缶、ガスボンベ、リチウムイオン電池を含む小型家電などの火災の原因になるものを混入させないでください。(搬入する場合は係員の指示に従ってください)。

◎次のものは市及びクリーンセンター衣浦では受け付けできません。

産業廃棄物、分別していないごみ、プロパンガスボンベ、バッテリー、揮発油、軽油、灯油、重油等の石油製品、油又は塗料の入っている缶、消火器、劇薬、農薬、農機具、オートバイ、テレビ、洗濯機、乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、タイヤ、ホーリングの球、耐火金庫等

★クリーンセンター衣浦 ごみの特別搬入受付 5月23日、7月18日、9月19日、11月21日、12月29日、1月16日、3月20日 受付時間:朝8時30分から11時30分、※2月29日は13時から16時30分まで受付いたします。



台風時におけるごみ収集について ※大雪による積雪の場合も同様



燃やすことのできるごみ (市指定袋) 収集

- 暴風警報が発令された場合
 - ・台風接近時のごみ出しは危険です。また、ごみの飛散にもなるため、できる限りごみ出しは控えてください。
 - ・ごみ収集は、暴風警報発令中でも作業の安全確認をしながら収集をします。ただし、風雨の状況により、やむを得ず中止する場合があります。
- ごみ出しにおけるお願い
 - ・中止の場合は、代替収集日はもうけません。出されたごみ袋はできる限り引き下げ、次回のごみ収集日に出してください。
 - ・台風時のごみ収集および中止時の次回ごみ収集では、収集時間が普段とは異なることがありますので、朝8時30分までのごみ出しにご協力をお願いします。

資源ごみステーション・粗大ごみステーション

- 暴風警報が発令された場合
 - ・当日の午前6時において、またはそれ以降の開設中に暴風警報が発令された場合は中止します。実施時間中に警報が解除されても、当日は開設しません。
 - ・前日の午後4時において、当日のステーション開設時間帯に暴風警報が発令が予測される場合は中止します。
 - ・前日に暴風警報が発令されるなどして、資源ごみステーション設置資材の配布ができない場合は中止します。

●代替日について

資源ごみステーション

火・水・木曜日の開設ステーション▶同じ週の土曜日に同じ時間で開設します。
金曜日の開設ステーション▶翌週の月曜日に同じ時間で開設します。

粗大ごみステーション

代替日は設けません。(別日に実施される近隣地区の粗大ごみステーションかクリーンセンター衣溜をご利用ください。)

●埋立てごみの排出方法について 下記の説明は、家庭から出た埋立てごみを対象としています。事業系のごみ、産業廃棄物は扱いません。

- 1 埋立てごみの排出場所…………… 資源ごみステーションに持ち込んでください。(「⑩陶磁器・ガラス等の破片・化粧品のごみ」のカゴに出してください。)
- 2 排出できる埋立てごみの量… 資源ごみステーションで出すことができる埋立てごみは、一斗缶で3杯までです。それ以上の多量の埋立てごみは受け取りません。廃棄物処理業者等に依頼してください。
- 3 埋立てごみの種類…………… (1)陶磁器・ガラス等の破片 (2)レンガ・瓦の砕いたもの(ごぶし大の大きさにしてください。)
(3)ブロック・コンクリート・石の砕いたもの(ごぶし大の大きさにしてください。) (4)園芸等の不要となった土砂
(5)日曜大工に伴う壁土等 (6)その他

スプレー缶(エアゾール缶)の排出に伴う注意事項

- ・中身を使い切ってください。
- ・火気のない屋外など風通しがよい場所で穴開けをしてください。
- ・自宅で穴を開けられない方は資源ごみステーションで開けられます。

●なぜごみの分別をしているのか

ごみをごみとして捨てるのではなく、まだ使えるものを分別することによって、限りある資源を有効に使い、また、ごみそのものを減らすことにより、焼却場や埋立地を少しでも長く使えるようにするためです。ごみの処理施設をつくるためには、多額のお金が必要となるうえ、場所もなかなか見つからないという問題もあります。このような理由から、ごみ減量・リサイクルを推進するために、ごみの分別をお願いしています。



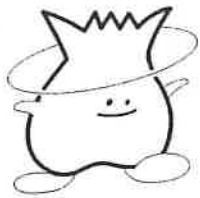
【分別収集処理体系図】

★資源売却代は年間 13,179,030円(税込)



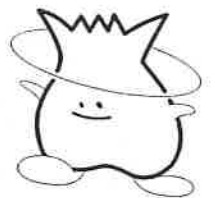
町内会の皆様立ち当番ありがとうございます

碧南市では、平成7年よりダストボックス(可燃・不燃の2種類)によるごみ収集を廃止し、資源となるごみの分別収集を開始しました。月2回午前6時30分～8時30分(時間の異なる地区もあり)に、市内各地区に資源となるごみステーションを設置し、地元町内会の皆様に立ち当番をお願いし管理して頂いています。分別された資源ごみは、再生業者に売却され、市の収入となっています。町内会の皆様、本当にありがとうございます。



クリーンピーの

ごみの分け方・出し方



裏面もご覧ください▶

<p>収集日</p> <p>燃やすことのできるごみ</p> <p>毎週 〇〇、〇〇 曜日</p>	<p>ごみの分け方・出し方</p> <p>生ごみ(料理くず、残飯等) ビニール、ラップ、ゴム等 再生のきかない紙くずや布類 小枝 革製品(くつ、かばん等) 紙おむつ等 その他燃やすことのできるごみで 指定袋に入る大きさのもの</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 碧南市指定の収集袋に入れて出しましょう。 ● 生ごみは、なるべくたい肥化しましょう。出す時はしっかり水きりをお願いします。 ● 小枝や木くずは60cm以内に切ってから指定袋で出しましょう。 ● 大量に出るものは各自でクリーンセンター衣箱へ持ち込みましょう。 ● し尿・排泄物はトイレに流してください。
--	--

◎ご近所でのごみ袋の集積をお願いします。

◎前日の晩から出さないでね。

◎出す時間は当日の朝8時30分までにしてください。

<p>資源となるごみ</p> <p>埋め立てごみ 特別ごみ</p> <p>毎月 第 〇 〇 の 曜日</p> <p>※年末年始は地区により通常の日程と異なる場合があります。ごみカレンダーにて確認をしてください。</p> <p>出せる大きさは一斗缶(18リットル缶)までを目安としてください。それより大きなものは粗大ごみの日に排出してください。</p> <p>朝6時30分から8時30分の間にしてください。(地区によって異なることもあります。)</p>	<p>缶類</p> <p>アルミ缶(飲料缶) スチール缶(飲料缶) その他の缶</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 水ですすいでから出しましょう。 ● スプレー缶は爆発する恐れがありますので必ず穴をあけて出しましょう。
---	---


次のものは市及びクリーンセンターでは受け付けできません。


産業廃棄物、分別していないごみ、プロパンガスボンベ、バッテリー、揮発油、軽油、灯油、重油等の石油製品、油又は塗料の入っている缶、消火器、劇薬、農薬、農機具、オートバイ、テレビ、洗濯機、乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、タイヤ、ボウリングの球、耐火金庫等

	<p>びん類</p> <p>生きびん (一升びん、ビールびん) 雑びん(無色・茶・青緑・黒)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 水ですすいでから出しましょう。 ● キャップは取り除いて金属類・その他分別できないものまたは硬質プラスチックへ分別しましょう。 ● 雑びんは3つの色別に分けて出しましょう。
--	--

次のものは直接クリーンセンターへ持ち込むか、一般廃棄物処理業の許可業者に処理を依頼してください。


一時的に多量に出る家庭ごみ、(引越、法事、庭木剪定、草刈等のごみ) 事業系ごみ(会社、商店、飲食店等から出るごみ)

	<p>プラスチック類</p> <p>発泡トレー 発泡スチロール ペットボトル 硬質プラスチック類</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 水ですすいでから出しましょう。 ● キャップは硬質プラスチックへ分別しましょう。 ● 発泡トレー、ペットボトルはスーパー等でも回収しているので協力しましょう。
--	--


	<p>金属類・その他分別できないもの</p> <p>なべ 鉄くず やかん 傘 トタン 小型電化製品等 「燃やすことのできるごみ」「資源となるごみ」「プラスチック類」「埋立てごみ」「粗大ごみ」「特別ごみ」以外のごみ</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 金属とプラスチック、ガラス、木、布等が合わさったもので家庭で分けられないものを出しましょう。
--	--

クリーンセンターへの持込みは100kgから有料です。

100kgまで無料、100kgを超えた部分は10kgにつき50円の使用料が必要となります。

<p>資源回収は地域ぐるみで</p> <p>新聞、雑誌、ダンボール、布、ビールびん等貴重な資源となるものは、子供会、PTA、町内会等で行っている集団回収に出しましょう。</p>	<p>紙類</p> <p>新聞紙(折込チラシ) 段ボール 紙バック その他資源となる紙類(雑誌を含む)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 種類ごとに十文字にひもでしっかりしばって出しましょう。またビニールひもはごみになりますので、できるだけ紙ひもを使いましょう。 ● サイズが小さくてしぼりにくいものは、紙袋に入れ中身が出ないようにひもでしぼるか、ホッチキスで閉じて出すこともできます。 ● 紙バックは中をよく水洗いし、切り開いてしぼって出しましょう。※内側が銀色のものは燃やすことのできるごみへ出しましょう。 ● 雨の日は収集できません。
---	---





<p>布類</p> <p>衣類 ぼろきれ等</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● ひもでしぼるかビニール・紙袋に入れて出しましょう。 ● 油等で汚れた布類は資源として使えないので燃やすことのできるごみとして出しましょう。 ● 雨の日は収集できません。

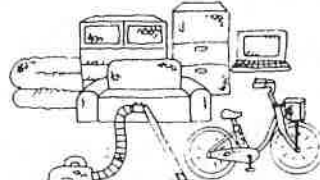
1. 決められた場所に出しましょう

2. 決められた日時にしましょう

3. 決められた物を出しましょう

<p>埋立てごみ</p> <p>陶磁器類 ガラス類 レンガ・ブロック等の破片 (こぶし大の大きさにしてください。) 化粧品のびん(陶磁器製がガラス製)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 出すことができるのは、一斗缶で3杯までです。それ以上の多量の埋立てごみは、廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
--

<p>特別ごみ</p> <p>蛍光灯 乾電池 温度計 体温計 その他水銀を含むもの</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 割れてしまった場合も、金属類その他分別できないものに混ぜずに、特別ごみに出しましょう。
--

<p>粗大ごみ</p> <p>毎月第 〇 〇 の 水曜日</p> <p>※年始は地区により通常の日程と異なる場合があります。ごみカレンダーにて確認をしてください。</p>	<p>電化製品 寝具類 家具類 自転車 その他</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● テレビ、洗濯機、乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫は買ったお店か買い替えのお店または廃棄物処理業者に引き取ってもらうください。(有料) ● 排出時の分別は、排出場所において指示します。 ● スプリング入りマットレスは解体してあれば受付します。 ● 各会場とも排出時間は、午前6時30分から8時30分です。指定時間外に排出しないでください。 ● 雨の日は寝具等水を吸って重くなるもの排出は控えてください。 ● ハンコは粗大ごみとして出してください。
--	---

ごみについてのお問い合わせは 碧南市経済環境部環境課

TEL 0566 95-9899

※上記内容は平成30年4月1日現在の内容です

災害時のごみ出しについて



近年、全国で様々な災害が起き、被災地では多くの災害ごみを片付ける姿が見られます。

災害時のごみは、①片づけごみ、②生活ごみ、③トイレ不使用時の排泄物、に大きく分かれます。

災害時のごみ処理は復旧にも大きく影響するため、有事の際には皆様にもご協力をお願いすることになります。

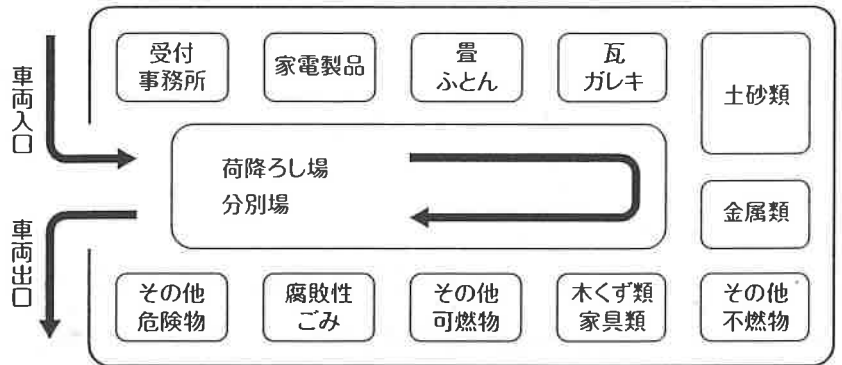
なお、災害の状況により処理方法は、大きく変わります。

1 片づけごみは分別して仮置場へ

大規模災害の場合は、発災数日後に仮置場が設置されますので、車両にて搬入をお願いします。場所や時間、分別方法は、ホームページやラジオ、避難所掲示板などで周知します。片づけごみでも最低限の分別をお願いします。

また、車両がない、水害で急いで片付けるなど、自宅近くに一時的にごみを置く場合でも、可燃ごみ、不燃ごみ、家電製品、畳、瓦や陶器など、最低限の分別をお願いします。

仮置場のイメージ(分かりやすい家電や畳などから降ろしていきます)



2 生活ごみは各家庭で一時保管を

災害直後はごみ収集が停止することが考えられます。収集が再開されるまでは、生活ごみをご自宅にて保管してください。

一定期間仮置きする片づけごみには、腐敗や悪臭の原因となるため、生ごみを混ぜないでください。

3 排泄物は可燃ごみには出さないで

排泄物は感染症の原因にもなりますので、他のごみと区別し一時的に保管をお願いします(凝固剤や紙おむつで固めた尿は可燃ごみで可)。トイレが復旧しましたら処理をお願いします。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をご活用ください!



碧南市では、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のサービスを開始しました。お手持ちのスマートフォンにダウンロードすれば、お住いの地区のごみの出す日を事前にお知らせしてくれたり、資源ごみステーションの場所を地図で見られたり、ごみの分別に困った場合、「分別帳」を見れば、すぐに分別方法がわかる等のサービスを無料で受けることができます。

また、日本語の他に、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語にも対応しています。

「さんあ〜る」のダウンロードはここから



iOS

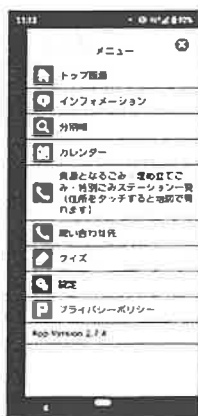


Android

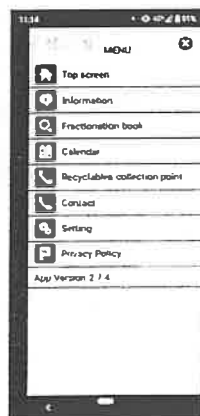
「さんあ〜る」のアイコン



トップ画面



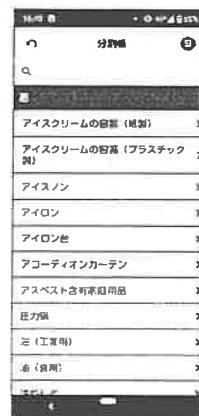
メニュー



5カ国語対応



「メニュー」から地図や分別帳も検索できます



連絡先	地域協働課地域協働係
担当	齋藤・片山
電話	95-9872 (直通)

令和3年2月2日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 中根 雄介

令和2年度地域振興事業補助金実績報告書の提出について（依頼）
余寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、みだしの助成事業の完了にあたり実績報告書の提出が必要となりますので、下記
のとおりお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業報告書

2 提出期限

令和3年3月31日（水）まで

3 提出先

碧南市役所地域協働課地域協働係

4 その他

- (1) 提出書類の記入にあたり、別紙「記入事項」「記載例」をご参考ください。
- (2) 収支決算書、事業報告書は碧南市ホームページ内地域協働課からダウンロードできます。

記 載 例

様式第5号（第10条関係）

補助事業実績報告書

令和3年3月31日

碧南市長 補 宜 田 政 信 殿

令和2年度の区長・町内会長の住所・氏名をご記入の上、押印をお願いします。（私印、または区長の印）	→	地 区 名 ○○○○ 代表者住所 碧南市 職名・氏名 印
--	---	--

令和2年4月1日付け2碧地第1号の○で補助金の交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 ○○○○町内会（区）における地域振興事業
- 2 施行期間 着手 令和 2年4月 1日
完了 令和 3年3月31日
- 3 実施状況 完了
- 4 添付書類
(1) 令和2年度地域振興事業収支決算書
(2) 令和2年度事業報告書

記 載 例

令和2年度地域振興事業収支決算書

収入の部

《町内会等名》

項 目	収 入 決 算 額
地域振興事業補助金	950,000円

●地域振興事業補助金充当額●
今年度の始めに交付された「地域振興事業補助金」を、「1. 生活環境の清潔、美観の維持等に関する事業」～「5. その他の事業」までの項目の中で、実際に支出した項目別に分けて記入してください。

●区費等よりの充当額●
「地域振興事業補助金」以外に、当該事業に区費等から支出した額を記入してください。

●事業決算額●
「地域振興事業補助金充当額」と「区費等よりの充当額」の合計になります。

支出の部

項 目	地 域 振 興 事 業 補 助 金 充 当 額	区 費 等 よ り の 充 当 額	事 業 決 算 額
1. 生活環境の清潔、美観の維持等に関する事業	200,000円 下記ア～イの計	50,000円 下記サ～シの計	250,000円 下記ナ～ニの計
①側溝等清掃事業	ア 100,000	サ 50,000	ナ 150,000
②資源ゴミリサイクル事業	イ 100,000	シ 0	ニ 100,000
2. 社会福祉の増進、健康管理に関する事業	500,000円 下記ウの計	100,000円 下記スの計	600,000円 下記ヌの計
①敬老会事業	ウ 500,000	ス 100,000	ヌ 600,000
3. 生活の安全確保の推進に関する事業	100,000円 下記エ～オの計	0円 下記セ～ソの計	100,000円 下記ネ～ノの計
①交通安全街頭指導事業	エ 0	セ 0	ネ 0
②防火、防犯巡視事業	オ 100,000	ソ 0	ノ 100,000
4. 地域の健全な発展に関する事業	100,000円 下記カ～クの計	200,000円 下記タ～ツの計	300,000円 下記ハ～フの計
①新春文化展等文化事業	カ 50,000	タ 100,000	ハ 150,000
②運動会等体育事業	キ 50,000	チ 100,000	ヒ 150,000
③	ク 0	ツ 0	フ 0
5. その他の事業	50,000円 下記ケ～コの計	0円 下記テ～トの計	50,000円 下記ヘ～ホの計
①.....	ケ 50,000	テ 0	ヘ 50,000
②	コ 0	ト 0	ホ 0
1～5の総合計金額	950,000円	350,000円	1,300,000円

※金額が一致すること

記 載 例

令和2年度事業報告書

《町内会等名》

月	事業内容	対象者
4 月	地区一斉清掃、	青少年、役員、
	防災訓練、地区スポーツ大会	区民全員
	区民館設備点検	役員
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		

※令和2年4月に市に提出した事業計画書を元に、月ごとの事業と対象者を記入してください。
(神社等の宗教関係の行事や盆踊りは除いてください。)

